

浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成 15 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現 行	改正後（案）
附 則 1・2・3・4（略） （延滞金の割合等の特例） 5 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項<u>の規定により</u>告示された割合 _____ に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における _____ <u>特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該 _____ <u>特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。 6・7・8・9・10（略） 附 則（略）	附 則 1・2・3・4（略） （延滞金の割合等の特例） 5 当分の間、第 8 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては _____ <u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。 6・7・8・9・10（略） 附 則（略）

	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> 2 <u>この条例による改正後の浜田地区広域行政組合介護保険条例</u> <u>附則第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応す</u> <u>る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金につ</u> <u>いては、なお従前の例による。</u>
--	---